別　紙

導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

御代田町の年齢階層別人口構造は、平成27年の推計結果によると、０～14歳の年少人口が全体の14.3％、15～64歳の生産年齢人口が60.1％、65歳以上の老年人口が25.7％となっている。

また、産業別人口の平成27年の推計結果によると、第１次産業が全体の9.3％、第２次産業が32.4％、第３次産業が58.3％となっている。

一方、御代田町全体の主な業種構成をみると、小売業が約22.3％を占め、次いでサービス業17.7％、建設業17.6％の順となっている。

ア　卸・小売業

　平成12年度と平成27年度を比べると、その減少率は10.7％である。

　　　御代田町は、佐久市・小諸市・軽井沢町に隣接し、それぞれの市町へのアクセスが良く、比較的に土地が安価なこともあり、ベッドタウン的な特長を持つ。

しかし、新幹線、高速道路などの高速交通網の整う佐久市には、大型スーパーマーケットや巨大商業施設、専門量販店の出店が立て続いている。これにより、

地元消費者は流出し、それが常態化したことに伴い、町内事業者は経営難による

廃業が相次いでいる。

個人店では、さまざまな戦略で売り上げや利益増加につながる取り組みをして

いるものの、残念ながら結果に結びついていない。生き残るためには、大型店、

量販店にない個人店独自のサービスや魅力づくりが求められている。

イ　建設業

　　御代田町における減少率は35.2％と、他に比べ高い減少率が目に付く。

　公共事業の減少、住宅・賃貸物件の新築減という民間需要の停滞等に加え、職

人の高齢化と後継者不足による廃業が今後も続くものと見込まれる。この高齢化

は、作業の遅延や営業力、情報力の欠落という深刻な問題も抱える。

ウ　飲食・宿泊業、サービス業

　　御代田町における減少率は14.0％である。

　　減少率がさほど高くないのは、他の業種よりも入れ替わりが激しく、それなり

に開業者がいるためである。ただ、開業率が廃業率を上回るまでには至っていな

い。今後も創業支援事業計画で特定創業支援事業として定める創業支援セミナー

の受講者や、創業予定・検討者の掘り起しにより開業率を向上させる取り組みを

続けるとともに、商工会や金融機関などの関係機関と経営の安定化に向けた開業

後の支援を充実させる必要がある。

エ　製造業

　　　御代田町の発展をこれまで支えてきたのは、間違いなく大手・中小企業を中心

とした製造業である。特に大手企業は、下請け等についても自社グループ内で事

業展開しているため、安定的な経営を継続することができている。一方で、製造

業の減少率は26.7％と比較的高い数字である。元請け１社依存型・専属下請け型

の事業所がほとんどであるため、元請けの倒産・事業縮小や製造拠点の県外移転

に伴う廃業により、徐々に事業所数は減少している。

　　　高い技術力を持ちながら、営業力と情報力に乏しく、販路開拓・拡大に踏み込

めない小規模事業者が多く、営業力と需要動向などの情報収集力を強化するため

のプロモーションセールスに関する知識習得が欠かせない。合わせて、先端設備

の積極的な導入により、有する高度な技術力を余すことなく活用することで、同

業他社との差別化が図られる。これこそが企業の体質強化につながるものと期待

される。

受注量の低下などにより、特に厳しい経営環境に置かれる小規模事業者にとっ

て、今回の固定資産税の特例は、非常に効果的な投資促進策と考えられることか

ら、国の方針に従い、重点的に支援を行いたい。

（２）目標

御代田町は、先端設備等導入計画の計画期間３年間の累計認定目標数を15件とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が、年率３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

御代田町は、町内で操業する企業のあらゆる業種の幅広い活動を支援するため、先端設備の種類を限定することなく、この機を活かし、設備投資を促進したい。

　また、先端設備等の種類については、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第１条第１項に定める先端設備等の全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

御代田町内の工業団地２か所で操業する企業はもちろん、その他の企業についても御代田町の経済産業を牽引していることから、本計画の対象地域は、当町の全域とする。

（２）対象業種・事業

御代田町内の工業団地２か所で操業する企業はもちろん、その他の企業についても御代田町の経済産業を牽引していることから、本計画の対象業種及び事業等については、全てとする。

４　計画期間

1. 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国の同意日から３年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は３年間、４年間または５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の

安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについて　　　は先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

・町税を滞納している者は対象者から除く。

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条で規定する風俗営業の用に供する設備は対象としない。